

消費者契約法第31条第6項書類

項目	提出書類	根拠法律等
1	提出文	
2	役職員等名簿	法第31条第3項第3号 及び規則第24条
3	適格消費者団体の社員について、その数及び個人又は法人その他の団体の別（社員が法人その他の団体である場合にあつては、その構成員の数を含む。）を記載した書類	法第31条第3項第4号
4	財務書類等	法第31条第3項第5号
(1)	財産目録	
(2)	貸借対照表	
(3)	収支計算書（活動計算書）	
(4)	事業報告書	
5	収入の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の経理に関する内閣府令で定める事項を記載した書類	法第31条第3項第6号 及び規則25条
(1)	すべての収入について、その総額及び会費等、事業収入、借入金その他の収入別の金額	施行規則第25条第1号 関係
(2)	会費等について施行規則第25条第1号イに掲げる事項「(1) 会費等の種類ごとの総額、会費等関係規定、納入等をした者の総数及び個人又は法人その他の団体の別」及び「(2) 会費等の種類ごとの納入等をした者の氏名又は名称及び当該会費等の金額並びに納入等の年月日」	施行規則第25条第1号 関係
(3)	事業収入について施行規則第25条第1号ロに掲げる事項	施行規則第25条第1号 関係
(4)	借入金の借入先及び当該借入先ごとの金額	施行規則第25条第1号 ハ関係
(5)	すべての支出について、その総額及び支出の生ずる取引について、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項	施行規則第25条第2号 関係
6	法第31条第2項に規定する調査の方法及び結果が記載された調査報告書	法第31条第3項第8号